ブロック塀などの

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。 まず外観で1~5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、 建築士などの専門家(下記参照)に相談しましょう。

プロック場の点後のチェックがイント

ご利用の方 裏面へ金

- □ ❶塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- □ 2塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。
 - (塀の高さが2mを超え、2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3控え壁はあるか(塀の高さが1.2mを超える場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上 突出した控え壁があるか。
- □ ❹基礎があるか
 - コンクリートの基礎があるか。
- □ 6 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

《専門家に相談しましょう》

- □ 6塀に鉄筋が入っているか
 - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および 基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けさ れているか。
- □ ②根入れ深さは十分か
 - ・基礎の丈は35cm以上か、根入れ深さは30cm以上か。 (塀の高さが1.2mを超える場合)

6ひび割れ 6鉄筋 の高さ 2厚さ ❸控え壁 7根入れ深さ 4基礎 ※日本建築防災協会資料を基に作成

名古屋市 ブロック塀 安全点検 検索



※組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合は次によりチェックしてください。

- 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 塀の厚さは十分か。
- 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上 突出した控え壁があるか。
- □4 基礎があるか。

- □5 塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
- □6 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

|お問い合わせ先 |

名古屋市の建築基準法についての一般相談は

住宅都市局 建築指導課 建築相談係(西庁舎2F) 電話 052-972-2919

撤去や改修は建築士などの専門家にご相談ください。

電話 052-201-2201 http://www.aichishikai.or.jp/

電話 052-223-2887 http://www.ajknagoya.com/ 電話 052-263-4636 http://www.jia-tokai-aichi.org/

(公社)日本建築家協会(東海支部愛知地域会) (一社)全国建築コンクリートブロック工業会

電話 03-3851-1077 http://www.jcba-jp.com/

施工業者紹介が必要な方は、以下協会へご相談下さい。

撤去と新設フェンスなどのエクステリア工事を含む場合

(公社)日本エクステリア建設業協会(愛知県支部) 電話 0568-73-0133 https://jpex.or.jp/

撤去のみの工事の場合

(公社)愛知県宅地建物取引業協会

電話 052-522-2567 https://akiyabk.com/

(注)建築士や施工業者等に依頼する場合は、相談料や見積費用は有料なのか、どの段階で発生するか等を事前に確認ください。

ブロック塀等 撤去助成

補助対象

道路に面する高さ1メート ル以上のブロック塀等 (コンクリートブロック塀、石 塀、レンガ塀などの塀で、門 柱も含みます。) *1

補助金額

地区	いずれか低い金額				
	撤去費用	メートル単価	限度額		
木密地区*2以外	1/2以内	6,000円/m	10万円		
木密地区*2	3/4以内	9,000円/m	15万円		

※1.撤去後は、ブロック塀等の高さを道路面より1m未満にする必要があります。 (木密地区*2では、地表面より上部にあるブロック塀等をすべて撤去する必要があります。)

地震によりブロック塀等が倒壊すると、人命に関 わったり、避難や救助活動の妨げになります。危険 なブロック塀は、安全なものに改修するか撤去しま しょう!







ブロック塀等を生垣にする 場合は、別途、生垣緑化 助成制度があります。

|お問い合わせ先 |

(公財)名古屋市みどりの協会 TEL | 052-731-8590

詳しくはウェブサイトをご覧ください。 行こうよ公園 緑化基金

|お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局

[木密地区※2以外] 耐震化支援室 TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179(西庁舎3F)

mail | a2921@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

市街地整備課 TEL | 052-972-2759 FAX | 052-972-4163(西庁舎4F) [木密地区※2]

mail | a2746@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp



令和3年4月版

| 名古屋市耐震化支援制度 | |ブロック塀等撤去助成

撤去する前に必要な手続き

■ 助成申請の準備

- 1.写真を撮る
- 2.長さ・高さを測定し、撤去範囲を決める
- 3.住宅都市局(耐震化支援室等)に電話する → 表紙 お問い合わせ先を参照
- 4.施工業者から見積もり(見積書)を取る 助成対象となるブロック塀等撤去のみが望ましい

■ 持参するもの

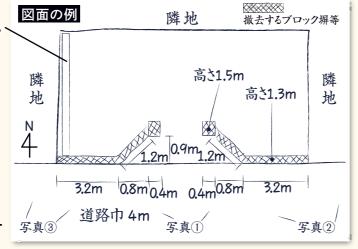
①補助金交付申請書 申請用紙は窓口にあり、記入のお手伝いをします。 用紙のダウンロードもできます。 → P.04

- ②ブロック塀等の所在地がわかる案内図
- ③長さ・高さ・撤去範囲がわかる図書 メモや写真に記入したものでも可
- 4見積書の写し
- (5)写真(周囲を含めて、2方向以上の全景)



隣地面のブロック塀等は補助対象ではありません。

- ・ブロック塀等の長さ等を記入します。
- ・斜めの部分は、道路境界線に対 する見付長さと奥行も記入してく ださい。
- ・門柱も撤去する場合は長さに含 みます。
- ・図面に写真を撮影した方向を記入 します。
- ・写真①のような詳細写真とあわせ て、撤去するブロック塀等の全体 を写します。(写真②、写真③)



撤去した後に必要な手続き 持参するもの

- 1 完了実績報告書
- 2 領収書の写し 完了実績報告の際には、請求書の写しでも可。 ただし、補助金請求には領収書の写しが必要となります。
- 3 撤去後の全体がわかる写真 プリントしたもの(複数枚でも可) 申請時と同じアングルで撮影し、撤去前後を比較できるようにして下さい。
- 4 補助金交付請求書
- 5 口座番号が確認できるもの 申請者名義の口座・通帳のコピー等
- (注)・申請時と内容や金額に変更 がある場合は、変更手続きが 必要になる場合があります。

補助金交付の流れ



撤去するブロック塀等の全体が分かる写真を 持参の上、耐震化支援室(木密地区※2は市街 地整備課)にご相談ください。 年中受付

【交付申請に必要な書類

- ① 交付申請書(様式第1号)
- ② 撤去場所の案内図(住宅地図など)
- ③ 撤去工事の内容を表した図書 (配置図、立面図など)
- ④ 撤去工事費の見積書の写し
- ⑥ 撤去するブロック塀等の写真 (全景、前面道路、危険箇所など)
- ※2月末までに完了実績報告書を提出できる計画としてください。

┩完了実績報告に必要な書類

- 1 完了実績報告書(様式第6号)
- 2 領収書または請求書の写し
- ③ 工事完了後の写真(撤去後の写真)

工事完了から30日以内かつ2月末締切

補助金交付請求までに必要な書類

- 4 補助金交付請求書(様式第8号)
- 5 通帳等のコピー
- [2] 領収書の写し(未提出の場合)
- ○申請様式は、ダウンロードできます。 名古屋市 ブロック塀
- ※申請書や報告書等に消せるボールペンや修正液等は使用できません。



※2 主な木造住宅密集地域 11地区

【大杉・杉村、米野、中村、日比津、御剱、大喜、下之一色、戸田、桜・笠寺・本星崎、呼続、鳥羽見・廿軒家】 (申請用紙、手続き等が一部異なります。詳細は、お問合せいただくか、市ウェブサイトをご覧ください。)

区名	町名	区分	区名	町名	区分
生駒町、大蔵町、大杉町、神明町、長田町、中杉町、 北区 東大杉町、東大曽根町、東長田町、東水切町、水切町		全域	瑞穂区	太田町、亀城町、雁道町、春敲町、大喜新町、大喜町、竹田町、直来町、船原町、平郷町、宝田町、豆田町、御剱町	全域
	大曽根一丁目、紅雲町、志賀本通、城東町、杉栄町	一部		上坂町、田光町、豊岡通、堀田通、瑞穂町	一部
中村区	大秋町、上米野町、郷前町、大正町、中島町、	全域	中川区	戸田一丁目、戸田二丁目、戸田三丁目、戸田四丁目	全域
	則武本通、日比津町、深川町、松原町	主项		供米田三丁目、下之一色町	一部
	黄金通、寿町、権現通、下米野町、太閤通、		南区	西桜町、西田町、星園町、本星崎町、呼続二丁目、呼続三丁目、呼続五丁目、呼続元町	全域
	大門町、高道町、鳥居通、長戸井町、賑町、	一部		笠寺町、粕畠町、菊住一丁目、桜本町、寺部通、戸部町、鳥山町、白雲町、	一部
	羽衣町、日吉町、本陣通、道下町、森田町、若宮町			星崎町、本地通、前浜通、松池町、松城町、呼続四丁目	
昭和区	滝子通	全域		市場、長栄、鳥羽見一丁目、鳥羽見三丁目、廿軒家、町北、町南、守山一丁目	全域
			守山区	鳥羽見二丁目	一部

02